

## 国立大学法人の役員退職手当規程の改正について

## 【役員退職手当規程関係】(4法人)

## 1 国家公務員に準拠して行われた変更について

- 職員の在職期間を有する役員について、調整額を適用  
(山梨大学、宮崎大学)

## 2 国立大学法人評価委員会の審議を踏まえた主な改正について

- 経営協議会の議を経て決定することとする改正  
(宮崎大学、鹿屋体育大学)

## 3 その他の改正について

- 給与の過払いが生じ、退職等により翌月以降の給与から控除できない場合、返納額を退職手当から控除できることとする改正 (東京医科歯科大学)



## 役員退職手当規程新旧対照表

### 山梨大学

(改正後)	(改正前)
<p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続きいた在職期間を、国立大学法人山梨大学職員退職手当規程第10条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定を準用して算出した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則 (平成21年1月28日)</u> この規程は、平成21年1月28日から施行する。</p>	<p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続きいた在職期間を、国立大学法人山梨大学職員退職手当規程第10条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

### 宮崎大学

(改正後)	(改正前)
<p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続きいた在職期間を国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定を準用して算出した額とする。</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額のうち、役員としての在職期間に係る額については、第2条第2項を準用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u> この規則は、平成20年10月23日から施行する。</p>	<p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当に係る特例)</p> <p>第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続きいた在職期間を国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程第9条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

## 宮崎大学

(改正後)	(改正前)
<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、<u>経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成20年10月23日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

## 鹿屋体育大学

(改正後)	(改正前)
<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、当該役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、<u>国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会の議を経て</u>、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則 (平20.11.6規則第22号)</p> <p><u>この規則は、平成20年11月6日から施行する。</u></p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案し、当該役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

# 東京医科歯科大学

(改正後)	(改正前)
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p><u>附則 (平成20年9月29日規則第47号)</u>  <u>この規則は、平成20年10月1日から施行する。</u></p> <p>第3条関係            本条第1項に規定する「他の法令等に別段の定めがある場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。  <u>(4) 国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則 (平成16年規則第36号) に基づく給与の過払い分がある場合</u></p> <p>第7条関係～11条関係 (略)</p> <p><u>附則 (平成20年9月29日制定)</u>  <u>この運用は、平成20年10月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第3条関係            本条第1項に規定する「他の法令等に別段の定めがある場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。            (4) (新設)</p> <p>第7条関係～11条関係 (略)</p>